

第5章 計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果

計画段階環境配慮書は、中部地方整備局が愛知県区間・静岡県区間を一体として手続きを行いました。

計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の手法は、概ねのルート的位置や基本的な道路構造等を検討する段階における、事業計画の熟度や検討スケールに応じた環境配慮を適切に実施できる手法としました。調査は、複数案が含まれるエリア全体を広域的に調査できる既存資料に基づき、計画段階における環境配慮が必要な対象である検討対象（大気質や騒音では集落・市街地、動物であれば重要な種の生息地等）の位置・分布を把握する方法とし、把握できたものについて、表 5-1 に示しました。また、現段階では計画交通量が決まっていないため、予測は、環境の状況の変化を把握する方法としました。評価は、環境影響の程度を整理、比較する方法としました。

予測地域は図 5-1 に示すとおりです。

表 5-1 計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の手法

計画段階 配慮事項	検討対象	調査 手法	予測手法	評価手法
自動車の走行 による大気質	集落・市街地の位置 ・学校や病院等の施設 ^{※1}	既存 資料	集落・市街地の位 置と複数案との位 置関係を把握	回避又は通過の状 況を整理・比較
自動車の走行 による騒音	・人口集中地区(DID) ^{※2}			
道路の存在に よる地形及び 地質	重要な地形及び地質の 位置等 ・重要な地形及び地質 ^{※3}	既存 資料	重要な地形及び地 質の位置と複数案 との位置関係を把 握	回避又は通過、分断 の状況を整理・比較
道路の存在に よる動物	重要な種の生息地等 ・動物の重要な種 ^{※4}	既存 資料	重要な種の生息地 等の位置と複数案 との位置関係を把 握	回避又は通過、分断 の状況を整理・比較
道路の存在に よる植物	重要な種の生育地等 ・重要な植物群落 ^{※5} ・巨樹・巨木林 ^{※6} ・天然記念物 ^{※7}	既存 資料	重要な種の生育地 等の位置と複数案 との位置関係を把 握	回避又は通過、分断 の状況を整理・比較
道路の存在に よる生態系	生態系の保全上重要で あって、まとまって存在 する自然環境 ・鳥獣保護区 ^{※8} ・自然公園 ^{※9} ・重要湿地 ^{※10} ・重要な里地里山 ^{※11}	既存 資料	生態系の保全上重 要であって、まと まって存在する自 然環境と複数案と の位置関係を把握	回避又は通過、分断 の状況を整理・比較
道路の存在に よる景観	景観の保全上重要な箇 所 ・主要な眺望点、景観資 源 ^{※12}	既存 資料	景観の保全上重要 な箇所の位置と複 数案との位置関係 を把握	回避又は通過、分断 の状況を整理・比較

※1) 学校や病院等の施設の既存資料:「令和3年度静岡県学校名簿」(静岡県ホームページ)、「愛知県内の私立学校専修学校、愛知県大学情報ポータルサイト」(愛知県ホームページ)等

※2) 人口集中地区(DID)の既存資料:国土数値情報 人口集中地区データ(平成27年度版)(国土交通省国土政策局国土情報課 GISホームページ)

※3) 重要な地形及び地質の既存資料:「文化財ナビあいち」(愛知県ホームページ)、「文化財」(新城市ホームページ)、「しずおか文化財ナビ」(静岡県ホームページ)、「日本の地形レッドデータブック第2集-保存すべき地形-(平成14年3月、小泉武栄・青木賢人編)」、「第1回自然環境保全基礎調査 すぐれた自然調査」(昭和51年、環境庁)、「わが国の失われつつある土壌の保全をめざして-レッド・データ土壌の保全-」(平成12年3月、日本ペトロロジー学会)

※4) 動物の重要な種の既存資料:「第1回自然環境保全基礎調査 すぐれた自然調査」(昭和51年、環境庁)、「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査」(昭和57年3月、環境庁)、「サイエンスミュージアムネット」(国立科学博物館ホームページ)

※5) 重要な植物群落の既存資料:「第2回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(昭和55年、環境庁)、「第3回自然環境保全基礎調査自然環境情報図」(平成元年、環境庁)、「第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(平成12年、環境庁)

※6) 巨樹・巨木林の既存資料:「第4回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(平成7年、環境庁)、「第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林フォローアップ調査報告書」(平成13年3月、環境省自然環境局生物多様性センター)

※7) 天然記念物の既存資料:「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ)、「はままつ文化財」(浜松市ホームページ)、「湖西市文化財案内マップ」(湖西市教育委員会)、「文化財ナビ愛知」(愛知県ホームページ)、「郷土の文化財資料 豊橋市の文化財」(豊橋市美術館ホームページ)、「文化財」(新城市ホームページ)

※8) 鳥獣保護区の既存資料:「令和3年度静岡県鳥獣保護区等位置図」(令和3年10月、静岡県)、「あいちの環境 愛知県鳥獣保護区等位置図」(愛知県ホームページ)

※9) 自然公園の既存資料:「自然公園の概要」(静岡県ホームページ)、「愛知県の自然公園」(愛知県ホームページ)

※10) 重要湿地の既存資料:「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省ホームページ)

※11) 重要な里地里山の既存資料:「生物多様性保全上重要な里地里山」(環境省ホームページ)

※12) 主要な眺望点、景観資源の既存資料:「第1回自然環境保全基礎調査 すぐれた自然調査」(昭和51年、環境庁)、「美しい日本のむら景観百選」(農林水産省ホームページ)、自治体・環境協会 HP・パンフレット

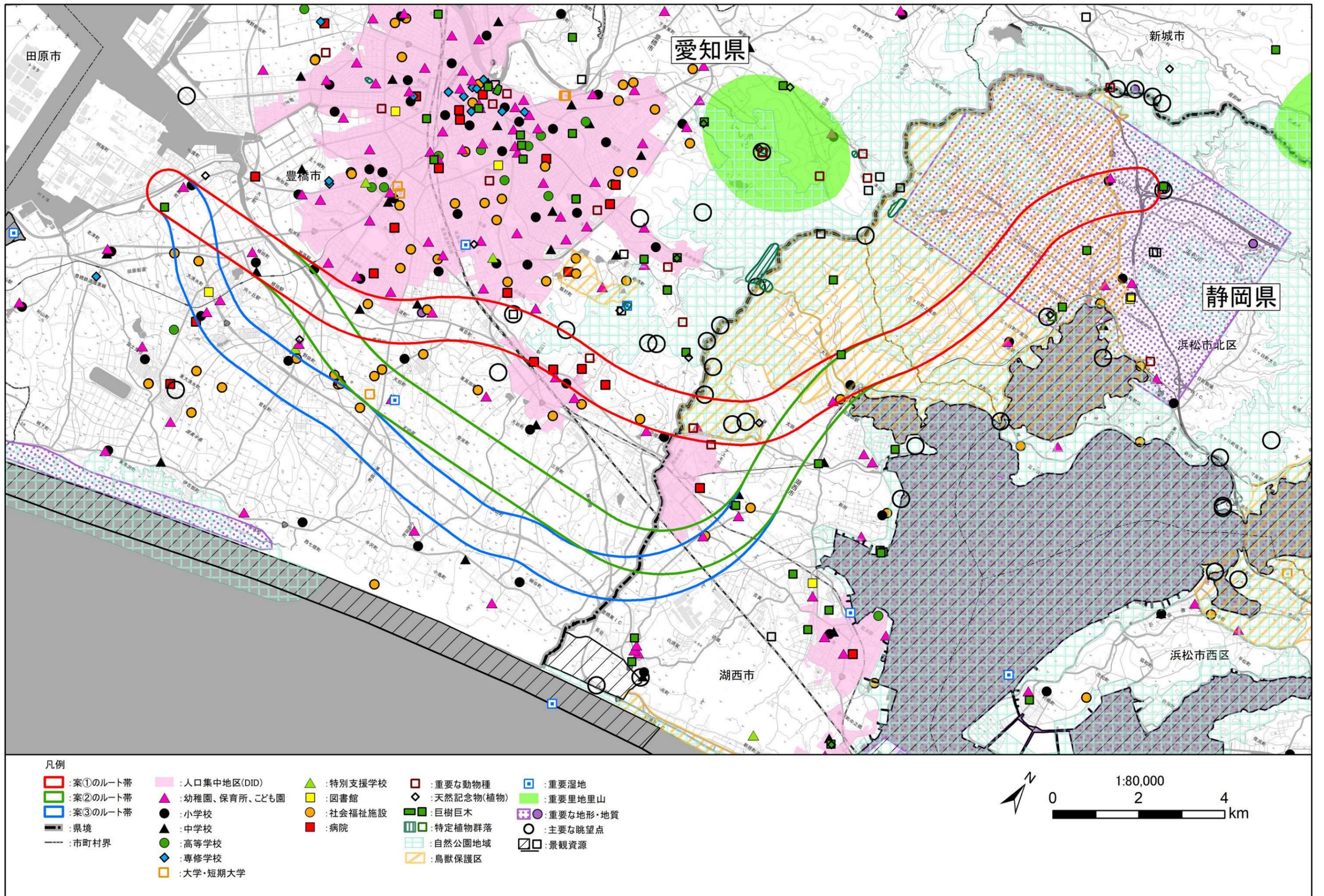


図 5-1 計画段階配慮事項の調査結果

計画段階配慮事項に関する調査は、既存資料に基づき表 5-1 の「検討対象」の位置・分布を把握し、図 5-1 に調査の結果として記載しました。予測では、表 5-2(1)～(3)に回避等の状況を記載し、計画段階配慮事項について予測・評価を実施しました。

「道路の存在による地形及び地質」「道路の存在による植物」及び「道路の存在による生態系」の影響の程度は、いずれの案も同程度と評価しました。

「自動車の走行による大気質及び騒音」の影響の程度は、学校や病院等の施設を概ね回避することに加えて、人口集中地区（DID）を回避する【案③】が、【案①】及び【案②】と比べて小さいと評価しました。

「道路の存在による動物」の影響の程度は、動物の重要な種の生息地を最も回避する【案②】及び【案③】が、【案①】と比べて小さいと評価しました。

「道路の存在による景観」の影響の程度は、景観資源及び主要な眺望点を最も回避する【案②】及び【案③】が、【案①】と比べて小さいと評価しました。

今後の具体的なルートや道路構造を決定する段階において、できる限り集落・市街地、重要な地形及び地質、動物や植物の重要な種、景観の保全上重要な箇所等への影響を回避したルートや構造等を検討します。特に、静岡県・愛知県境に位置し、大部分が浜名湖県立自然公園及び石巻山多米県立自然公園に含まれる弓張山地は、トンネル構造で通過するなどして環境への影響について極力回避を図ります。

なお、各検討対象の回避が困難または、必ずしも十分に影響が低減されないおそれのある場合には、今後の環境影響評価の中で調査・予測・評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。

表 5-2(1) 計画段階配慮事項に係る予測・評価の結果

計画段階 配慮事項	検討対象	【案①】	【案②】	【案③】
自動車の 走行による 大気質 及び騒音	集落・市街 地の位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ルート帯は、学校や病院等の施設及び人口集中地区(DID)を一部通過するものの概ね回避します。 ・このため、学校や病院等の施設及び人口集中地区(DID)に影響を与える可能性は比較的小さいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の学校や病院等の施設、人口集中地区(DID)については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ルート帯は、学校や病院等の施設及び人口集中地区(DID)を一部通過するものの概ね回避します。 ・このため、学校や病院等の施設及び人口集中地区(DID)に影響を与える可能性は比較的小さいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の学校や病院等の施設、人口集中地区(DID)については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ルート帯は、学校や病院等の施設を一部通過するものの概ね回避します。 ・このため、学校や病院等の施設に影響を与える可能性は比較的小さいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の学校や病院等の施設については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。
		影響の程度は、学校や病院等の施設を概ね回避することに加えて、人口集中地区(DID)を回避する案③が案①及び案②と比べて小さいと評価します。		
道路の存在による 地形及び 地質	重要な地形及び地質の位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ルート帯は、重要な地形及び地質を通過します。 ・このため、重要な地形及び地質に影響を与える可能性があると予測します。 ・ルート帯が通過する重要な地形及び地質については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ルート帯は、重要な地形及び地質を通過します。 ・このため、重要な地形及び地質に影響を与える可能性があると予測します。 ・ルート帯が通過する重要な地形及び地質については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ルート帯は、重要な地形及び地質を通過します。 ・このため、重要な地形及び地質に影響を与える可能性があると予測します。 ・ルート帯が通過する重要な地形及び地質については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。
		いずれの案も、影響の程度は同程度と評価します。		

表 5-2(2) 計画段階配慮事項に係る予測・評価の結果

計画段階 配慮事項	検討対象	【案①】	【案②】	【案③】
道路の存在による動物	重要な種の生息地等	<ul style="list-style-type: none"> ・ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた動物の重要な種の生息地を一部通過するものの概ね回避します。 ・このため、重要な種の生息地に影響を与える可能性は比較的小さいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の生息地については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた動物の重要な種の生息地を回避します。 ・このため、動物の重要な種の生息地に影響を与える可能性は小さいと予測します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた動物の重要な種の生息地を回避します。 ・このため、動物の重要な種の生息地に影響を与える可能性は小さいと予測します。
影響の程度は、動物の重要な種の生息地を最も回避する案②及び案③が案①と比べて小さいと評価します。				
道路の存在による植物	重要な種・群落の生育地等	<ul style="list-style-type: none"> ・ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた天然記念物及び巨樹・巨木林を一部通過するものの概ね回避します。 ・このため、天然記念物及び巨樹・巨木林に影響を与える可能性は比較的小さいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の天然記念物及び巨樹・巨木林については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた巨樹・巨木林を一部通過するものの概ね回避します。 ・このため、巨樹・巨木林に影響を与える可能性は比較的小さいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の巨樹・巨木林については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた巨樹・巨木林を一部通過するものの概ね回避します。 ・このため、巨樹・巨木林に影響を与える可能性は比較的小さいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の巨樹・巨木林については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。
いずれの案も、影響の程度は同程度と評価します。				

表 5-2 (3) 計画段階配慮事項に係る予測・評価の結果

計画段階 配慮事項	検討対象	【案①】	【案②】	【案③】
道路の存在による生態系	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ルート帯は、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境である自然公園及び鳥獣保護区を通過します。 ・このため、これらの自然環境に影響を与える可能性があると予測します。 ・ルート帯が通過する自然公園及び鳥獣保護区については、今後の具体的なルートや道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ルート帯は、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境である自然公園、鳥獣保護区及び重要湿地を通過します。 ・このため、これらの自然環境に影響を与える可能性があると予測します。 ・ルート帯が通過する自然公園、鳥獣保護区及び重要湿地については、今後の具体的なルートや道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ルート帯は、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境である自然公園及び鳥獣保護区を通過します。 ・このため、これらの自然環境に影響を与える可能性があると予測します。 ・ルート帯が通過する自然公園及び鳥獣保護区については、今後の具体的なルートや道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。
		いずれの案も、影響の程度は同程度と評価します。		
道路の存在による景観	景観の保全上重要な箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・ルート帯は景観資源及び主要な眺望点を一部通過するものの概ね回避します。 ・このため、景観に影響を与える可能性は比較的小さいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の主要な眺望点等については、今後の具体的なルートや道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ルート帯は景観資源及び主要な眺望点を回避します。 ・このため、景観に影響を与える可能性は小さいと予測します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ルート帯は景観資源及び主要な眺望点を回避します。 ・このため、景観に影響を与える可能性は小さいと予測します。
		影響の程度は、景観資源及び主要な眺望点を最も回避する案②及び案③が案①と比べて小さいと評価します。		

第6章 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第3条の6の規定に基づく配慮書についての環境の保全の見地からの国土交通大臣意見とそれに対する都市計画決定権者の見解は、表 6-1(1)～(4)に示すとおりです。

表 6-1(1) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
1. 総論	
<p>(1) 対象事業実施区域等の設定</p> <p>今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、各論での指摘を踏まえつつ環境の保全上重要な以下の施設等への影響を回避又は極力低減すること。</p> <p>ア. 学校及び病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設並びに住居（以下「住居等」という。）</p> <p>イ. 森林法に基づき指定された保安林</p> <p>ウ. 静岡県立自然公園条例に基づき指定された浜名湖県立自然公園、愛知県立自然公園条例に基づき指定された石巻山多米県立自然公園</p> <p>エ. 主要な河川、水源地、東三河渥美半島湧水湿地群（東三河湧水湿地群・天伯湿地）</p> <p>オ. 重要な地形及び地質</p> <p>カ. 鳥獣保護区、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第6・7回調査（植生調査）において自然度が高いとされた植生、巨樹・巨木林</p> <p>キ. 景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観計画区域、湖西市新居関所周辺地区景観条例（平成22年条例115号）に基づく新居関所周辺地区、豊橋市まちづくり景観条例（平成4年条例第57号）に基づく二川宿景観形成地区、景観資源、眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>ク. 史跡、名勝、天然記念物及び文化財</p>	<p>今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、各論での指摘を踏まえつつ環境の保全上重要な施設等への影響を回避又は極力低減します。</p>

表 6-1(2) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
1. 総論	
<p>(2) 環境影響評価の項目の選定等</p> <p>今後設定する対象事業実施区域及びその周辺において、上記(1)の環境の保全上重要な施設等が存在する場合には、環境影響評価の項目の選定に当たって考慮するものとし、本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形、地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場及び廃棄物等その他環境要素に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。</p> <p>また、今後、本事業において当該道路への連絡道路が計画されることにより、本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、方法書以降の手續において、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>環境影響評価の項目は、事業特性及び地域特性を踏まえ、適切に選定しました。</p> <p>なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、地下水の水位、河川、地形及び地質、地盤、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況、廃棄物等、温室効果ガス等を選定しました。</p> <p>また、今後、本事業において連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、方法書以降の手續において、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行います。</p>
2. 各論	
<p>(1) 大気環境</p> <p>事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺には、住居等が存在しているほか、想定区域及びその周辺の自動車交通騒音が一部環境基準を超過している。特に、案①「豊橋市街地と二川市街地の中間を通過するルート」及び案②「新所原市街地の東側を通過するルート」のルート帯は、人口集中地区の一部を通過することから、人口集中地区を回避する案③「新所原市街地の東側を通過し、一部国道23号を拡幅するルート」に比べ、自動車の走行に係る大気への影響、騒音等の増加による沿道地域への環境影響が懸念される。このため、事業計画の今後の検討に当たっては、自動車の走行に係る大気質、騒音等の住居等への影響を回避又は極力低減するよう慎重に検討すること。</p>	<p>今後の事業計画の検討に当たっては、自動車の走行に係る大気質、騒音等の住居等への影響を回避又は極力低減するよう慎重に検討します。</p>
<p>(2) 水環境</p> <p>想定区域の一部は、森林法に基づき指定された水源かん養保安林となっている。トンネル構造の区間を設ける場合には、地下水の坑内への流出やトンネル内への漏水等による周辺地域における水源等の減水や枯渇等への影響を回避・低減するため、水道や農業用水等の水源の位置及び使用状況を十分把握するとともに、必要に応じて理論モデルによる計算又は数値シミュレーションなどの手法により定量的な予測を実施すること。また、土工量を抑制し、地下水への影響を回避又は極力低減する位置及び工法の採用により、地下水、河川流量等への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たり、トンネル構造の区間を設ける場合には、水源等に対する地下水環境や河川流量等への影響に配慮します。</p> <p>また、方法書以降の手續において、地下水の影響を適切に把握するための調査を実施し、その結果を踏まえ必要に応じて定量的な予測、評価を行います。</p>

表 6-1(3) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
2. 各論	
<p>(3) 動植物及び生態系</p> <p>想定区域の一部は、浜名湖県立自然公園、石巻山多米県立自然公園の第3種特別地域、普通地域となっている。また、想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少種に指定されているイヌワシ等の生息が確認されており、イヌワシ等の猛禽類への影響も懸念される。これら重要な動植物への影響を回避又は低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、これらの生息・生育地に十分配慮するとともに、方法書以降の手続においては、学識経験者からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。</p> <p>特に、希少猛禽類については、希少猛禽類の営巣中心域や高利用域といった繁殖に重要な地域への影響を可能な限り回避又は低減すること。また、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月、環境省）等を踏まえて調査、予測及び評価を実施すること。さらに、全てのルート帯には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生等が存在している。このため、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、本事業の実施に伴う自然環境への影響を慎重に検討し、これらの重要な自然環境の直接改変及び分断を回避又は極力低減すること。</p>	<p>今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、希少猛禽類や植生自然度が高い植生等を含む重要な動植物の生息・生育地に十分配慮します。</p> <p>また、方法書以降の手続においては、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討します。</p>
<p>(4) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>想定区域の一部は、浜名湖県立自然公園、石巻山多米県立自然公園の第3種特別地域、普通地域となっている。また、景観法に基づく景観計画区域、湖西市新居関所周辺地区景観条例に基づく新居関所周辺地区、豊橋市まちづくり景観条例に基づく二川宿景観形成地区等が存在することから、これらの眺望点からの重要な眺望景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、景観資源、眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変を回避又は極力低減するとともに、本地域の景観との調和を図り、人と自然との触れ合い活動の場の機能を低下させないよう配慮すること。</p>	<p>今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、景観資源、眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変を回避又は極力低減するとともに、本地域の景観との調和を図り、人と自然との触れ合い活動の場の機能を低下させないよう配慮します。</p>

表 6-1(4) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
2. 各論	
<p>(5) 廃棄物等</p> <p>ア 廃棄物について 本事業の実施により廃棄物が多く発生するおそれがある。このため、今後の検討に当たっては、本事業の実施に伴い発生する廃棄物の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する廃棄物については、可能な限り再生利用を図るなど適正な処理を行う計画とすること。</p> <p>イ 建設発生土について 本事業の実施に伴う土地改変、掘削等により建設発生土が多く発生するおそれがある。このため、詳細なルート上の位置及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制する位置及び工法の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する建設発生土については、可能な限り再生資源として利用を図るなど適正な処理を行う計画とすること。</p>	<p>ア 廃棄物について 本事業の実施に伴い発生する廃棄物については極力抑制し、やむを得ず発生する廃棄物については、可能な限り再生利用を図る等適正な処理を行う計画とします。</p> <p>イ 建設発生土について 詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制する位置及び工法の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土の発生量を極力抑制します。また、やむを得ず発生する建設発生土については、可能な限り再生資源として利用を図る等適正な処理を行う計画とします。</p>
<p>(6) 温室効果ガス 工事に伴う温室効果ガスをできる限り削減するよう、工事における省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの利用等の環境保全措置を検討すること。また、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）や「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和3年10月22日閣議決定）等を踏まえつつ、道路交通流対策、物流の効率化等の道路交通政策全体の方針を考慮し、必要に応じて本事業の計画に反映するとともに、道路照明の省エネ化等の取組について検討を進めること。</p>	<p>工事に伴う温室効果ガスの発生をできる限り削減するよう、工事における省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの利用等の環境保全措置を検討します。</p> <p>また、道路交通流対策、物流の効率化等の道路交通政策全体の方針を考慮し、必要に応じて本事業の計画に反映するとともに、道路照明の省エネ化等の取組について事業実施段階において検討を進めます。</p>
<p>(7) 地域住民等への説明及び関係機関との連携 本事業は、長期間にわたって工事の実施が想定されることから、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明すること。また、本事業の推進に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。</p>	<p>本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧な説明を行います。</p> <p>また、本事業の推進にあたっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施していきます。</p>

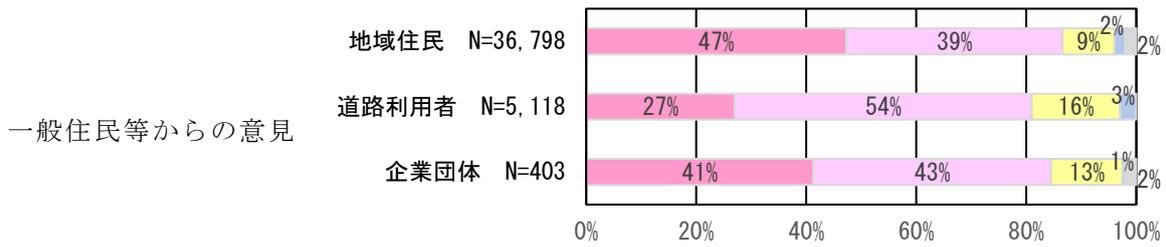
第7章 計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書についての意見と見解

第1節 計画段階環境配慮書の案についての一般の保全の見地からの意見と事業予定者の見解

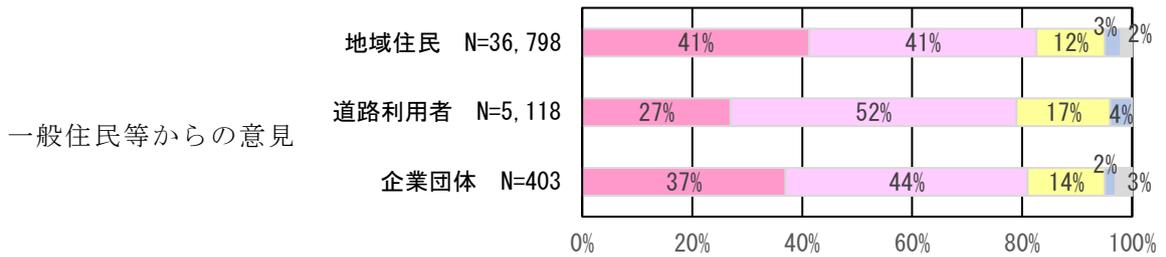
事業予定者が、計画段階環境配慮書作成段階において行いましたアンケートにおいて、望ましいルート帯案を検討する際に重要だと思う事項として、「生活環境（大気・騒音等）に配慮し、影響が少ないこと」、「自然環境（動植物等）に配慮し、影響が少ないこと」及び「地域の景観（景観資源）に配慮し、影響が少ないこと」の3項目について意見聴取を行い、「強くそう思う」、「どちらかというと思う」、「どちらかというと思わない」、「全くそう思わない」の4段階で回答していただきました。（アンケート調査：令和2年9月8日～令和2年11月6日）

その結果、図 7-1 に示すとおり、重要だと思う意見（“強くそう思う”“どちらかというと思う”）は、「生活環境（大気・騒音等）に配慮し、影響が少ないこと」が地域住民で 86%、道路利用者で 81%、企業団体で 84%、「自然環境（動植物等）に配慮し、影響が少ないこと」が地域住民で 82%、道路利用者で 79%、企業団体で 81%、「地域の景観（景観資源）に配慮し、影響が少ないこと」が地域住民で 78%、道路利用者で 75%、企業団体で 77%という結果でした。また、自由意見の中で環境に関する意見が多数寄せられ、その代表的な意見及び事業予定者の見解を表 7-1 (1)～(2) に示します。

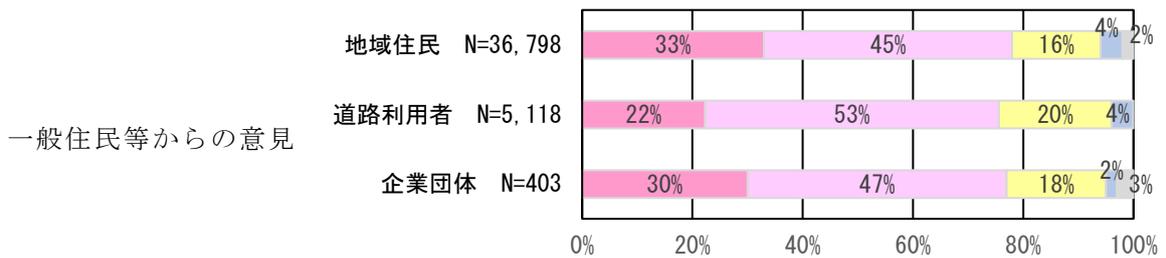
【生活環境(大気・騒音等)に配慮し、影響が少ないこと】



【自然環境(地形・動植物・自然公園)に配慮し、影響が少ないこと】



【地域の景観(景観資源)に配慮し、影響が少ないこと】



■ 強く思う ■ どちらかというと思う ■ どちらかというと思わない ■ 全くそう思わない ■ 無回答・無効票

図 7-1 一般住民(企業団体含む)からの重視すべきという意見の割合

表 7-1(1) 一般住民（企業団体含む）からの主な意見と事業予定者の見解

項目	一般住民からの意見	事業予定者の見解
環境全般	<ul style="list-style-type: none"> ・特に環境に注意して建設してほしい。 ・環境にやさしいことが最も大事。 ・総合的に環境アセスメントに配慮されていること。 ・環境への負荷は極力小さくしてほしい。 ・環境には十分配慮して欲しい。 ・利便性よりも環境重視を願います。 <p style="text-align: center;">上記意見を含む計 200 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、環境面への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
生活環境（大気質・騒音）	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の生活環境（大気、騒音）が確実に守られる事。 ・車の交通量が多くなると、騒音の問題が発生すると思うのでその点について考えてほしい。 ・道路の通行に伴う騒音振動の影響。 ・騒音、排ガス等道路近隣住民への対応を望む。 ・騒音に留意して下さい。 ・大気汚染、騒音、大型車両通行が心配。 ・みかん畑が多いので環境面が心配（排ガス）。 ・車の騒音が病院や住宅地へ与える影響を考慮してほしい。 <p style="text-align: center;">上記意見を含む計 293 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質・騒音等の影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

表 7-1(2) 一般住民（企業団体含む）からの主な意見と事業予定者の見解

項目	一般住民からの意見	事業予定者の見解
<p>自然環境 (動植物・生態系)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境に配慮してほしい。 ・自然の美しさ、四季が守られた道路であってほしい。 ・周囲の自然環境保全も考えて行ってほしい。 ・動植物への配慮。 ・自然がいっぱい残る地域なので配慮して道路をつくってもらいたい。 ・トンネル、橋を多用し、生物環境への影響を少なくするよう考えてほしい。 ・しっかりと環境アセスメントをして動植物への影響を少なくしてください。 ・農業が盛んなため、動植物への影響を極力避けてください。 ・人間の利便性の為に動物たちが被害を受けることが無いようお願いします。 ・動植物の保護をしっかりと検証して計画してほしい。 <p style="text-align: center;">上記意見を含む計 386 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、動物、植物、生態系等への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
<p>景観</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・景観資源への影響をなるべく少なくしてほしい。 ・丘陵地の環境・景観をそこなわないようにしてほしい。 ・特に観光地のため景観地への配慮を願いたい。 ・浜名湖西岸の景観を守ること。 ・渥美半島の素晴らしい景観を損なわないようにして下さい。 ・浜名湖岸を通ると景観が損なうので、できるだけ西側にトンネルを作って通りたい。 ・三ヶ日、浜名湖周辺の景観に配慮してもらいたい。 <p style="text-align: center;">上記意見を含む計 100 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、景観等への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

第2節 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第3条の7の規定に基づき、配慮書について愛知県知事及び豊橋市長から意見聴取を行いました。

愛知県知事からの意見と都市計画決定権者の見解を表7-2に示します。また、豊橋市長からの意見と都市計画決定権者の見解を表7-3(1)～(2)に示します。

表7-2 愛知県知事からの意見と都市計画決定権者の見解

愛知県知事からの意見	都市計画決定権者の見解
1. 全般的事項	
(1) 配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。	配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書第3章第3節及び第5章において丁寧に記載しました。
(2) 事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。	事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減します。
2. 大気質及び騒音	
道路の新設又は拡幅により、自動車の走行に伴う大気質、騒音及び振動による生活環境への影響が懸念される。 このため、生活環境への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	生活環境への影響に配慮した事業計画としていくとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
3. 地形及び地質、動物、植物、生態系、景観並びに人と自然との触れ合いの活動の場	
案①は重要な地形及び地質、動物の重要な種の生息地、県立自然公園、主要な眺望点、景観資源並びに人と自然との触れ合いの活動の場を、案②は重要湿地及び人と自然との触れ合いの活動の場を通過するルート帯となっていることから、これらへの影響が懸念される。 このため、地形及び地質、動物、植物、生態系、景観並びに人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	地形及び地質、動物、植物、生態系、景観並びに人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮した事業計画としていくとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に掲載しました。
4. その他	
(1) 配慮書の案において、環境影響評価法に規定する事業実施想定区域及びその周囲の概況並びに計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果が具体的に記載されていないことから、住民等の意見聴取がきめ細やかに実施されていないと考えられる。 また、本配慮書においても、これらの事項が具体的に記載されていない。 このため、方法書以降の手続においては、事業実施区域及びその周囲の概況並びに調査及び予測の結果を具体的に図書に記載した上で、環境の保全の見地からの意見を求めること。	方法書では事業実施区域及びその周囲の概況並びに調査及び予測の手法を、準備書以降の手続きでは事業実施区域及びその周囲の概況並びに調査及び予測の結果を具体的に図書に記載した上で、環境の保全の見地からの意見を求めます。
(2) 方法書以降の図書の作成に当たっては、配慮書の案に対する住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。	方法書以降の図書の作成に当たっては、配慮書の案に対する住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めます。

表 7-3(1) 豊橋市長からの意見と都市計画決定権者の見解

豊橋市長からの意見	都市計画決定権者の見解
1. 騒音及び振動	
<p>自動車の走行に伴い、大気質、騒音及び振動などの影響が考えられることから、必要に応じて防音壁を設置するなど、適切な処置を検討・実施し、生活環境の保全に努めること。</p>	<p>自動車の走行に伴う大気質、騒音及び振動、低周波音の影響が考えられることから、必要に応じて防音壁を設置するなど、適切な処置を検討・実施し、生活環境の保全に努めます。</p>
<p>学校、病院、保育園その他の特に静穏を必要とする施設が存在する地域については、工事期間も含めて、騒音・振動などによる影響を可能な限り回避・低減するよう努めること。</p>	<p>学校、病院、保育園その他の特に静穏を必要とする施設が存在する地域については、工事期間も含めて、騒音・振動などによる影響を可能な限り回避・低減するよう努めます。</p>
2. 動植物	
<p>事業実施想定区域に、自然公園区域、その他の希少野生動植物種が存在する地域、自然歩道など人と自然との触れ合いの活動の場が含まれることから、これらへの影響を可能な限り回避、低減する事業計画を策定すること。</p>	<p>自然公園区域、その他の希少野生動植物種が存在する地域、自然歩道など人と自然との触れ合いの活動の場への影響を可能な限り回避、低減する事業計画を策定していきます。</p>
<p>豊橋市大岩町に生息する希少種であるヤハズヌマガイについて、必要な情報収集を適切に実施するとともに、可能な限り影響を与えないように配慮すること。</p>	<p>豊橋市大岩町に生息する希少種であるヤハズヌマガイについて、文献調査や有識者から意見を聴取した上で現地調査を行い、環境影響評価に必要な情報収集を適切に実施するとともに、可能な限り影響を与えないように配慮します。</p>
<p>希少植物の分布状況などについては、公表による採取リスクを避けるため、詳細な位置等を非公表として取り扱っている場合があることから、市担当者又は有識者の意見を適宜聴取すること。</p>	<p>希少植物の分布状況などについては、公表による採取リスクを避けるため、詳細な位置等を非公表として取り扱っている場合があるものについて、市担当者又は有識者の意見を適宜聴取して、適切に環境影響評価を行います。</p>
3. 景観	
<p>今後の各検討段階において、令和3年4月に策定した豊橋市景観計画に沿った景観配慮に努めること。</p>	<p>今後の各検討段階において、令和3年4月に策定した豊橋市景観計画に沿った景観配慮に努めます。</p>
4. 重要湿地等の保護	
<p>重要湿地である「東三河・渥美半島湧水湿地群」及びこれらに流入する水脈について、必要な情報収集を適切に実施するとともに、これらの保護に努めること。</p>	<p>重要湿地である「東三河・渥美半島湧水湿地群」及びこれらに流入する水脈について、環境影響評価に必要な情報収集を適切に実施するとともに、これらの保護に努めます。</p>
<p>計画予定地周辺には、高師小僧をはじめとした天然記念物若しくは巨木又は重要文化財等が多数存在することから、必要な情報収集を適切に実施するとともに、これらの保護に努めること。</p>	<p>実施区域及びその周辺に存在する高師小僧をはじめとした天然記念物若しくは巨木又は重要文化財等について、環境影響評価に必要な情報収集を適切に実施するとともに、これらの保護に努めます。</p>

表 7-3(2) 豊橋市長からの意見と都市計画決定権者の見解

豊橋市長からの意見	都市計画決定権者の見解
5. その他	
<p>計画段階環境配慮事項に係る調査について、文献調査等が十分でないところがあると考えられることから、今後は市担当者や有識者から必要な情報を入手するなど、適切な情報収集に努めること。</p>	<p>文献調査等について、引き続き市担当者や有識者から環境影響評価に必要な情報を入手するなど、適切な情報収集に努めます。</p>
<p>今後の各検討段階において、市担当者と十分に協議を行うとともに、法的に必要な手続きを適切に実施すること。</p>	<p>今後の各検討段階において、市担当者と十分に協議を行うとともに、法的に必要な手続きを適切に実施します。</p>
<p>環境影響評価方法書以降の図書の作成にあたっては、環境影響評価法及び関係法令の規定に従い、周辺環境に与える影響について、市民及び関係者の意見も踏まえつつ、適切な予測及び評価に努めること。</p>	<p>方法書以降の図書の作成にあたっては、環境影響評価法及び関係法令の規定に従い、周辺環境に与える影響について、市民及び関係者の意見も踏まえつつ、適切な予測及び評価に努めます。</p>
<p>環境影響評価方法書以降の図書の作成にあたっては、丁寧かつわかりやすい図書の作成に努めるとともに、市民等へ丁寧かつ十分な情報発信に努めること。</p>	<p>方法書以降の図書の作成にあたっては、丁寧かつわかりやすい図書の作成に努めるとともに、環境影響評価法の規定に基づき、市民等へ丁寧かつ十分な情報発信に努めます。</p>